

空中散布等における無人航空機利用技術指導指針

平成 27 年 12 月 3 日付け 27 消安第 4545 号消費・安全局長通知
最終改正：平成 28 年 5 月 31 日付け 28 消安第 1118 号

第 1 趣旨

無人航空機による空中散布等について、人畜、農林水産物、周辺環境等に対する安全性を確保しつつ、その適正な実施に資するため、この指針を定める。

第 2 定義

この指針において、各用語の定義は、次に定めるところによる。

1 無人航空機

航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 22 項に定める「無人航空機」

2 空中散布等

無人航空機を用いて行う空中からの農薬、肥料、種子若しくは融雪剤の散布又は調査

3 防除実施者

空中散布等の作業を実施する者

4 実施主体

防除実施者及び空中散布等の作業を自らは行わずに当該作業を他者に委託のみする者

5 都道府県協議会

無人航空機の適正利用による安全確保、機体の有効利用によるコスト低減等を推進するため、都道府県段階で整備される無人ヘリコプター協議会及びそれに相当する組織

6 地区別協議会

無人航空機の適正利用による安全確保、機体の有効利用によるコスト低減等を推進するため、市町村又は空中散布等の実施区域等を単位とした地区別に整備される組織

7 オペレーター

無人航空機を飛行させる者であって、一般社団法人農林水産航空協会（以下「農水協」という。）から安全かつ適正な空中散布等が実施できる技術や知識を有する旨の認定を受けた者

8 ナビゲーター

無人航空機の的確な誘導を行うためにオペレーターを補助する者

第 3 関係機関の役割

空中散布等に関係する機関は、次の役割を果たすものとする。

1 都道府県協議会

(1) 構成員には、農林水産業者等の関係団体、実施主体、地区別協議会の関係者、都道府県及び市町村の農林水産関係部局その他必要な機関の関係者を含め、体制の充

実及び相互の連携強化を図ること。

- (2) 実施主体及び地区別協議会に対し、空中散布等に関する技術的情報を提供するとともに、実施主体から空中散布等の実施や事故に係る情報を収集し、安全かつ適正な空中散布等の実施の推進を図ること。
- (3) 実施主体が行う空中散布等の実施区域の住民に対する事前周知を補完するため、その実施区域に係る市町村その他必要な機関に対し、(2)により収集した空中散布等の情報の提供に努めること。

2 地区別協議会

- (1) 構成員には、農林水産業者等の関係団体、実施主体、市町村の農林水産関係部局その他必要な機関の関係者を含め、体制の充実及び相互の連携強化を図ること。
- (2) 実施主体に対し、空中散布等に関する技術的情報を提供するとともに、実施主体から空中散布等の実施や事故に係る情報を収集し、安全かつ適正な空中散布等の実施の推進を図ること。
- (3) 実施主体が行う空中散布等の実施区域の住民に対する事前周知を補完するため、その実施区域に係る市町村その他必要な機関に対し、(2)により収集した空中散布等の情報の提供に努めること。

3 農水協

- (1) 空中散布等に関する技術、知識等の習得及び資質の向上に資するため、教習体制を整備し、必要な教習を実施すること。また、当該教習を受けた者が空中散布等を安全かつ適正に実施することができる技術、知識等を十分に有すると認めた場合は、オペレーターとして認定すること。
- (2) 無人航空機及び散布装置の性能を確保するため、製造業者等の協力を得て、試験や調査を行い、必要な性能を有することを機種ごとに確認すること。なお、改善が必要な場合は、当該製造業者等に対する所要の指導及び協力を行うこと。
- (3) (2)により性能確認を行った無人航空機及び散布装置を機体ごとに登録すること。また、登録を行った機体について、農水協が認定した整備事業所において定期点検が行われたことを確認し、安全かつ適正に空中散布等が実施できることが確認された場合は、その旨を証明すること。
- (4) 空中散布等の実施状況や事故に関する情報の収集等による実態把握、都道府県協議会、地区別協議会、実施主体等に対する情報の提供等により安全かつ効率的な利用の推進を図ること。
- (5) 第7の調査を実施する場合は、無人航空機の利用上の特性に十分配慮し、安全かつ効果的な技術の開発及び改善に努めること。

4 都道府県

- (1) 都道府県協議会、地区別協議会等を通じ、実施主体に対し、空中散布等の安全かつ適正な実施のために必要な指導及び助言を行うこと。
- (2) 空中散布等の安全かつ適正な実施のために必要な情報及び資料の収集及び提供を行うこと。
- (3) 都道府県協議会の構成員として参画するとともに、都道府県協議会が設置されていない場合は、当該都道府県の植物防疫部局等が当該協議会の役割を担うこと。

5 農林水産省消費・安全局植物防疫課（以下「植物防疫課」という。）

- (1) 都道府県、都道府県協議会等を通じ、実施主体に対し、空中散布等の安全かつ適正な実施のために必要な指導及び助言を行うこと。
- (2) 空中散布等の安全かつ適正な実施のために必要な情報及び資料の収集及び提供を行うこと。
- (3) 空中散布等の円滑な実施及び事故発生時における迅速かつ的確な対応のため、関係機関との間で連絡体制を整備すること。
- (4) 航空法に規定する無人航空機の安全な飛行の確保に係る事項について、国土交通省との情報の共有を図るとともに、関係機関に対して必要な情報の提供を行うこと。
- (5) 農林水産省消費・安全局長が関係機関を参集して開催する「農林水産航空事業検討会」の庶務を行うこと。

第4 空中散布等の実施

1 事業計画書の策定

- (1) 実施主体は、空中散布等の実施に当たって、実施場所、実施予定月日、作物名等について記載した事業計画書（別記様式1）を作成し、空中散布等を実施する月の前月末までに、空中散布等の実施区域内の都道府県協議会（別表1）に提出すること。なお、当該協議会の一覧は、植物防疫課において整理すること。
- (2) 実施主体は、事業計画書の立案に当たって、空中散布等の実施区域周辺を含む地理的状況、農業地域における住宅地や転作田の混在等の作業環境を十分に勘案し、実施区域及び実施除外区域並びに散布薬剤の種類及び剤型について十分に検討を行うこと。

なお、6に規定する危被害防止対策を十分に行うことができないおそれがある場合は、事業計画書を見直すこと。

- (3) 空中散布等の作業を他者に委託する場合は、防除委託者は、防除実施者と十分に連携して事業計画書を作成すること。
- (4) 都道府県協議会は、(1)により事業計画書の提出があった場合は、当該事業計画書が安全かつ適正な空中散布等の実施を確保する見地からみて適切に定められていること及び記載に不備がないことを確認した上で、速やかに都道府県及び地方農政局消費・安全部安全管理課（内閣府沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課を含む。以下「農政局」という。）を經由して、植物防疫課に当該事業計画書を提出すること。

なお、当該都道府県協議会は、当該事業計画書を植物防疫課に提出した場合は、併せて農水協にその写しを提供すること。

- (5) 都道府県協議会は、空中散布等の実施による蜜蜂被害の発生を防止するため、事業計画書を都道府県の農薬指導担当に提供すること。

また、当該情報の提供を受けた農薬指導担当は、実施主体と養蜂家との間における情報共有の徹底を図るため、当該情報を都道府県の畜産担当と共有すること。

さらに、都道府県の畜産担当は、養蜂組合等の協力を得て、当該情報のうち必要な情報（農薬散布の実施予定月日、作物名、実施場所、散布資材名等）を整理し、

個々の養蜂家に対し、情報提供すること。

- (6) 植物防疫課は、農水協の協力を得て、実施主体から報告のあった事業計画書を取りまとめ、安全かつ適正な空中散布等が実施される見込みがあるか確認すること。

2 航空法に基づく許可・承認の申請

(1) 許可・承認が必要な飛行

空中散布等を実施しようとする場合であって、次に該当するときは、それぞれ航空法第 132 条ただし書又は第 132 条の 2 ただし書に基づき国土交通大臣の許可又は承認を受けること。

ア 航空法第 132 条ただし書の許可が必要な飛行の禁止空域で飛行させる場合

- (ア) 空港等の周辺や地表又は水面から 150 m 以上の高さの空域等の航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがある空域
(イ) 人又は家屋の密集している地域（国土交通大臣が告示で定める時期に行われた国勢調査の結果による人口集中地区）の上空

イ 航空法第 132 条の 2 ただし書の承認が必要な方法で飛行させる場合

- (ア) 日出から日没までの間において飛行させられないとき。
(イ) 飛行させる無人航空機及びその周囲の状況を目視により常時監視して飛行させられないとき。
(ウ) 人又は物件との間に 30 m 以上の距離を保って飛行させられないとき。
(エ) 祭礼、縁日、展示会その他の多数の者が集合する催しが行われている場所の上空において飛行させるとき。
(オ) 飛行させる無人航空機により爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件に損傷を与えるおそれがある物件（航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）第 236 条の 5 で定める危険物）を輸送しなければならないとき。
(カ) 飛行させる無人航空機から物件を投下しなければならないとき。

(2) 申請の方法

ア 空中散布等を実施しようとする実施主体は、航空法第 132 条ただし書の許可が必要な飛行の禁止区域で飛行させる場合又は同法第 132 条の 2 ただし書の承認が必要な方法で飛行させる場合は、「空中散布等を目的とした無人航空機の飛行に関する許可・承認の取扱いについて」（平成 27 年 12 月 3 日付け国空航第 734 号国空機第 1007 号国土交通省航空局長及び 27 消安第 4546 号農林水産省消費・安全局長通知。（以下「両局長通知」という。） 2-1 の（1）に基づき、航空法施行規則第 236 条の 3 又は第 236 条の 6 に規定する事項を記載した申請書（航空法様式 1）を最初の飛行開始予定日の 10 開庁日前までに、国土交通省航空局安全部運航安全課（以下「運航安全課」という。）を経由して国土交通大臣宛てに提出すること。

イ アの申請書は、両局長通知 2-1 の（2）に基づき農水協、都道府県協議会等が代行して申請することができるものとする。

なお、申請書には、「実施主体名（防除委託者名及び防除実施者名）」、オペレーターの「氏名」及び「技能認定証番号」、「機体登録記号」等を記載した航空法

様式2又はこの指針の事業計画書（別記様式1）を添付すること。

ウ 農水協が認定した機体の整備事業所又は指定した教習施設において、定期点検又は教習のために空中散布等を実施しようとする場合は、ア又はイにより申請すること。

3 空中散布等の実施に関する事前周知

- (1) 実施主体は、空中散布等の実施区域及びその周辺にある学校、病院等の公共施設、居住者等に対し、あらかじめ空中散布等の実施予定日時、区域、薬剤の内容等について連絡するとともに、実施に際しての協力を得るよう努めること。特に、学校、通学路等の周辺で実施する場合は、実施日及び実施時間について十分調整すること。
- (2) 天候等の事情により空中散布等の実施に変更が生じる場合は、変更に係る事項について、周知徹底を図ること。

4 空中散布等の方法

空中散布等の方法は、次のとおりとする。

- (1) 風下から散布を開始する横風散布を基本とし、オペレーター及び周辺環境等への影響等に十分配慮して、作業効果の確保に努めること。

特に小型の無人航空機については、飛行させるための下降気流が小さく、風の影響を受けやすいことから、空中散布等の実施区域及びその周辺の防除対象以外の農作物及び学校、病院等の公共施設、家屋等に、農薬等が飛散しないよう十分注意すること。

- (2) 空中散布等の基準は、別表2のとおりとすること。

また、農薬を散布する場合にあっては、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づき無人ヘリコプター散布用として登録を受けた剤のみを使用し、使用上の注意事項を遵守して使用すること。

- (3) 飛行速度及び飛行間隔については、別表2に規定するところによるものとし、散布の均一性が確保されるよう十分配慮すること。

特に小型の無人航空機については、農作物に近い高度で飛行し、空中散布等の均一性を確保することが難しいことから、厳格な飛行速度及び飛行間隔の保持に努めること。

- (4) 飛行高度については、散布薬剤の物理性、気象条件、散布場所及びその周辺区域の地形等を勘案して、別表2に規定する範囲内で加減すること。

特に小型の無人航空機については、農作物に近い高度で飛行し、空中散布等の均一性を確保することが難しいことから、厳格な飛行高度の保持に努めること。

- (5) 空中散布等の実施は、気流の安定した時間帯に、かつ、地上1.5mにおける風速が3m/s以下の場合に限ること。

なお、風速が3m/sを超える場合は空中散布等を実施しないことを徹底するとともに、超えない場合であっても風向きを考慮した散布を行うよう努めること。

特に小型の無人航空機については、飛行させるための下降気流が小さく、風の影響を受けやすいことから、風向きを十分考慮した空中散布等を行うよう努めること。

- (6) 機体とオペレーターの距離は、水平距離で150mを超えないこと。

ただし、小型の無人航空機については、機体が小さいことから、水平距離で50

mを超えないこと。

5 航空法に基づく許可書・承認書の携行

2の航空法に基づく許可・承認の申請手続により、国土交通大臣の許可・承認を受けたオペレーターは、空中散布等を実施する場合は、許可書又は承認書の原本又は写しを必ず携行するものとする。

6 空中散布等の実施に当たっての危被害防止対策

空中散布等を実施する際には、実施区域及びその周辺における危被害防止に万全を期すとともに、オペレーター、ナビゲーター及び作業補助者の安全に十分留意するものとする。

特に、公衆衛生関係（家屋、学校、病院、水道・水源等）、畜水産関係（家畜、家きん、蜜蜂、蚕、魚介類その他の水産動植物等）、他の農作物関係（散布対象以外の農作物等）及び野生動植物関係（天然記念物等の貴重な野生動植物）に対し危被害を発生させるおそれがないよう努めるとともに、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 実施主体は、架線等の危険箇所、実施除外区域、飛行経路並びにオペレーター及びナビゲーターの経路を示した地図を作成し、当該地図に基づき散布前に実地確認するなど、実施区域及びその周辺の状況把握に努めるとともに、必要に応じて危険箇所及び実施除外区域を示す標識を設置すること。

また、実施主体は、当該地図を保管し、次回以降の防除実施者に確実に引き継ぐこと。

- (2) 実施区域内への人の立入防止を徹底すること。特に学校、通学路等の周辺で実施する場合は、実施区域周辺に十分注意し、実施区域内に児童、生徒等が立ち入らないようにするための措置を徹底すること。

- (3) 実施区域周辺において、空中散布等の対象以外の農作物に農薬が飛散するなどの被害が生じないようにするために必要な措置を徹底すること。また、農薬の飛散低減の観点から、飛散しにくい剤の使用及び散布方法の実施に努めること。

特に、実施区域周辺において、飛来する農薬が原因となって有機農産物に関する認証が受けられなくなるなど、防除対象以外の農作物への危被害が生じないために必要な措置を徹底すること。

- (4) ナビゲーターを機体毎に1名以上配置するとともに、必要に応じて作業補助者を配置すること。また、オペレーター、ナビゲーター及び作業補助者は互いに連携し、一層の周囲の安全確保に努めること。

- (5) オペレーター、ナビゲーター及び作業補助者の安全を十分に確保するため、特に次の事項に留意すること。

ア 離着陸時及び飛行中は、機体とオペレーター、ナビゲーター及び作業補助者との距離を20m以上確保すること。

イ オペレーター及びナビゲーターは、空中散布等の実施前に共同で実地確認を実施し、危険箇所等の情報を確実に共有すること。

ウ 近くに家屋、架線等がある場所を離着陸地点にしないこと。

エ オペレーター及びナビゲーターは、保護具を着用すること。

オ 必要以上に急激な操作や大きな操作を行わないこと。

カ オペレーターは、家屋、架線等に向けた操作を行わないこと。

キ オペレーターは、足場の良いところを移動すること。また、足場が不安定な場所では、機体を止めてから移動すること。

ク 操縦に不具合が発生した場合には、機体を速やかに安全な場所に降下させること。

ケ 同一地区で2機以上を同時に飛行させる場合は、事前にオペレーター等が無人航空機に使用する電波の周波数を確認し合い、電波の混信が起こらないよう異なる周波数を使用すること。

特に小型の無人航空機については、地上デジタル放送電波、携帯基地局電波等の干渉を受けやすいことに十分注意すること。

コ オペレーター及びナビゲーターの連続作業時間が長時間に及ばないよう作業時間に留意すること。

サ オペレーターは、機体を空中散布等の実施区域に隣接していないほ場又は飛行経路上に家屋、架線等がある隣接したほ場に移動させる場合は、機体を着陸させた上で陸上を移動させること。

シ 機体を操作し、又は陸上を移動させる場合は、機体に衝撃を与えることのないよう十分に注意すること。

(6) 実施主体は、機体の操作又は移動の結果、機体に衝撃を与えた場合は、その都度機体の点検を受けること。

(7) 空中散布等の実施により、農業、漁業その他の事業に被害が発生し、又は周囲の自然環境若しくは生活環境に悪影響が生じた場合は、直ちに当該区域での実施を中止し、その原因の究明に努めるとともに、適切な事後処理を行うこと。

7 機体の保管

無人航空機の機体、散布装置等の所有者は、これら機材が本来の目的外に使用されることを防止するため、保管管理に当たっては、倉庫等の安全な場所に施錠保管するなど、厳重な保管管理の徹底に努めるものとする。

8 空中散布等を実施した場合の報告

(1) 実施主体は、空中散布等を実施した場合は、速やかに実施場所、実施月日、作物名等について記載した事業報告書（別記様式2）を作成し、空中散布等の実施区域内の都道府県協議会（別表1）に提出すること。

(2) 都道府県協議会は、(1)により事業報告書の提出があった場合は、記載に不備がないことを確認した上で、都道府県及び農政局を經由して、毎年4月から翌年3月までの実績を翌年4月末までに植物防疫課に提出すること。

なお、事業報告書を植物防疫課に報告した場合は、併せて農水協にその写しを提供すること。

(3) 植物防疫課は、(2)により事業報告書の提出があった場合は、これを取りまとめ、両局長通知5の(1)に基づき、運航安全課に提供すること。また、農水協の協力を得て、安全かつ適正な空中散布等が実施されているかどうかを分析すること。

第5 事故発生時の対応

空中散布等を実施した場合の事故発生時の対応については、次のとおりとする。

1 事故の類型は、以下のとおりとする。

(1) 人身事故

人の死亡、負傷等（操作中のオペレーターの転倒等の軽微な自損事故を除く。）

(2) 重大な物損事故

家屋、倉庫等の建物の損壊又は延焼

(3) 物損事故

架線、電柱、立木等への接触事故（機体の横転等の軽微な機体の損傷事故を除く。）

(4) 墜落事故

操作中の水田、道路等への墜落による自損事故

(5) 農薬事故

操作中のドリフト、農薬流出等の農薬事故

(6) その他

学校、病院等の公共施設の敷地内への不時着事例、操作中の機体が行方不明になった事例等、社会的影響等を勘案して対応が必要と考えられる事例

2 1に規定する事故が発生した場合は、実施主体は、事故報告書（別記様式3）を作成し、実施区域内の都道府県協議会（別表3）に提出すること。なお、当該協議会の一覧は、植物防疫課において整理すること。

3 事故報告書は、事故発生後直ちに第1報（事故の概要、初動対応等）を、事故発生から1週間以内に第2報（事故の詳細、被害状況、事故原因等）を、事故発生から1ヶ月以内に最終報（再発防止策の策定）をそれぞれ作成することとする。

なお、空中散布等の作業を他者に委託した場合は、防除委託者は、防除実施者と十分連携して当該事故報告書を作成すること。

4 都道府県協議会は、2により事故報告書の提出があった場合は、記載に不備がないことを確認し、速やかに都道府県及び農政局を經由して、植物防疫課に当該事故報告書を提出すること。

なお、都道府県協議会は、当該事故報告書を植物防疫課に提出した場合は、併せてその写しを農水協に提供すること。

5 実施主体は、両局長通知4-3に基づき、1の(1)、(2)及び(6)のいずれかに該当するような特に重大な事故が発生した場合は、直ちに運航安全課又は事故発生地を管轄する空港事務所（別表4）にも事故報告書を提出すること。

なお、実施主体は、運航安全課又は空港事務所に事故報告書の提出を行った場合は、速やかに植物防疫課にその旨を連絡すること。

6 植物防疫課は、4により事故報告書の提出があった場合は、これを取りまとめ、都道府県、都道府県協議会及び農水協の協力を得て、事故原因を分析すること。また、当該機関との間で、当該分析結果に係る情報を共有するとともに、当該機関を通じ、実施主体に対し、再発防止を図るよう指示すること。

7 植物防疫課は、6により取りまとめた事故原因の分析結果に係る情報を運航安全課に提供すること。

第6 オペレーター、機体等

- 1 オペレーターの技術、機体の性能等は、次のとおりとする。
 - (1) オペレーターは、空中散布等に用いられる機種 of 操縦技術に習熟しており、かつ、無人航空機を用いた農薬等の散布に関する技術及び無人航空機の安全な飛行に関する知識を修得している者として農水協の認定を受けたものであること。
 - (2) 機体は、安全かつ適正な空中散布等を実施するために必要な性能を有し、かつ、保守及び整備のための体制が整備されているものとして空中散布等の基準(別表2)に規定する適用機種であって、農水協による登録及び農水協が認定した整備事業所における定期点検が行われたものであること。
- 2 農水協は、1 (1) により認定を行ったオペレーター及び同(2)により登録を行った機体の一覧表を作成するとともに、両局長通知2-1の(3)に基づき、当該一覧表を運航安全課に提供するものとする。

第7 空中散布等の効果調査

実施主体は、農水協の協力を得て、空中散布等の合理的な実施及び危被害の未然防止等に資するため、地域の実状を勘案して、散布飛行状況、散布効果等に関する調査を行うものとする。

第8 空中散布等の実績の公表

農林水産省消費・安全局長は、空中散布等の実績を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

第9 情報管理

この指針に基づく情報提供に当たっては、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律(平成15年法律第58号)、各都道府県が定める個人情報保護条例等に留意するものとする。

附則(平成27年12月3日付け27消安第4545号消費・安全局長通知)

この指針は、平成27年12月10日から施行する。

別記様式1（第4の1の（1）関係）

平成 年度空中散布等事業計画書

（ ）県

実施主体名		オペレーター名		機体登録記号	該当市町村名	実施予定月日	実施日数	作物名	対象作業名	実施面積	散布資材名	10a当たり散布量	散布機数	備考	
防除委託者名	防除実施者名	氏名	技能認定証番号												
計															

記載注意

- (1) 補完防除にあつては、その旨備考欄に記載すること。
- (2) 技能認定証番号には、一般社団法人農林水産航空協会長が交付する「産業用無人ヘリコプター技能認定証」の認定証番号を記載すること。
- (3) 機体登録記号には、一般社団法人農林水産航空協会長が発行する「産業用無人ヘリコプター登録証明書」の登録記号（例：JRC01234）の下4桁の番号（例：1234）を記載すること。
- (4) 航空法に基づく飛行の禁止空域に係る許可又は飛行の方法に係る承認のために本様式を使用する場合は、「実施主体名」、「オペレーター名」、「技能認定証番号」、「機体登録記号」、「該当市町村名」、「実施予定月日」の欄について記載が必要となること。

別記様式2（第4の8の（1）関係）

平成 年度空中散布等事業報告書

（ ）県

実施主体名		オペレーター名		機 体 登録記号	該 当 市町村名	実 施 月 日	実 施 日 数	作物 名	対 象 作業名	実施 面積	散 布 資材名	10a当た り散布量	散布 機数	備考
防除委託者名	防除実施者名	氏 名	技能認定 証番号											
計														

記載注意

- (1) 補完防除にあつては、その旨備考欄に記載すること。
- (2) 技能認定証番号には、一般社団法人農林水産航空協会長が交付する「産業用無人ヘリコプター技能認定証」の認定証番号を記載すること。
- (3) 機体登録記号には、一般社団法人農林水産航空協会長が発行する「産業用無人ヘリコプター登録証明書」の登録記号（例：JRC01234）の下4桁の番号（例：1234）を記載すること。

無人航空機による空中散布等に伴う事故報告書 (第 報)

報告者所属・氏名:

連絡先:

報告日時: 平成 年 月 日 () 時 分

【基本情報】 ※ 初期の報告(第1報など)については、事故発生 of 報告を優先し、報告時点で記入可能な情報のみで可

1	発生日時	平成 年 月 日 () 時 分 (散布作業開始時間: 時 分)				
2	発生場所(都道府県名から)					
3	オペレーター氏名及び 技能認定証番号	氏名:	技能認定証番号:			
4	使用機体	機種:	機体登録記号:			
5	作業時の気象状況	天気	(気温)	風向・風速		
6	作業内容	1. 農薬 2. 肥料 3. 種子 4. 融雪剤 5. 調査 6. その他()				
		作物	対象病害虫等			
7	薬剤	薬剤名				
		希釈倍率	散布前積載量			
8	実施主体	防除委託者				
		防除実施者				
9	作業実施体制	オペレーター 名	ナビゲーター 名	(その他) 名		
10	事故の概要 <small>(例:電線に接触後、水田横の道路に墜落し、機体は大破した、等)</small>	該当に○	人身事故	物損事故	農薬事故	その他
11	被害状況	有の場合、その内容				
	人への被害	無	確認中	有		
	家畜への被害	無	確認中	有		
	農作物への被害	無	確認中	有		
	薬剤の流出	無	確認中	有		
	機体の損傷	無	確認中	有		
	架線の切断 <small>※有の場合、内容欄に停電の有無も記載</small>	無	確認中	有		
	周辺建物への被害	無	確認中	有		
	その他の被害					
12	航空法の許可・承認書の発行日及び番号	許可・承認書発行日: 月 日 番号:				

【対応状況等】

13	被害への対応状況	
14	その他(警察、消防等の対応、取材・報道状況等)	

注1. 事故発生時の見取り図を添付(可能であれば現場写真も添付)すること

注2. 報道された場合は、都道府県等の報道発表資料や新聞記事等を添付すること。なお、新聞記事等が添付できない場合には、報道の概要について記載すること

【事故原因】 ※ 初期の報告(第1報など)では提出しなくても可

15	
----	--

【再発防止対策】 ※ 初期の報告(第1報など)では提出しなくても可

16	
----	--

無人航空機による空中散布等の実施計画・実績に係る報告先機関の一覧

都道府県	実施計画・実績の報告先の名称	事務局
北海道	北海道産業用無人ヘリコプター安全推進協議会	北海道産業用無人ヘリコプター安全推進協議会
青森県	青森県産業用無人ヘリコプター協議会	公益社団法人青森県植物防疫協会
岩手県	岩手県産業用無人ヘリコプター推進協議会	一般社団法人 岩手県植物防疫協会(事務局長) 岩手県農業共済組合連合会(事務局実務担当)
宮城県	宮城県産業用無人ヘリコプター推進連絡協議会	社団法人 宮城県植物防疫協会
秋田県	秋田県産業用無人ヘリコプター連絡協議会	秋田県農業共済組合連合会 農産課
山形県	山形県産業用無人ヘリコプター安全対策連絡協議会	全国農業協同組合連合会山形県本部 生産資材部農薬課
福島県	福島県病害虫防除所 (福島県農業総合センター)	安全農業推進部 指導・有機認証課
茨城県	一般社団法人 茨城県植物防疫協会	一般社団法人 茨城県植物防疫協会
栃木県	栃木県無人ヘリコプター推進協議会	全国農業協同組合連合会栃木県本部
群馬県	群馬県農政部技術支援課	
埼玉県	一般社団法人埼玉県植物防疫協会 (あわせて市町村関係市町村農政担当課あて報告)	
千葉県	千葉県無人ヘリコプター協議会	一般社団法人 千葉県植物防疫協会
東京都	東京都産業労働局農林水産部食料安全課	
神奈川県	神奈川県環境農政局農政部農政課	
山梨県	山梨県農政部農業技術課	
長野県	長野県病害虫防除所	
静岡県	静岡県産業用無人ヘリコプター推進協議会	静岡スカイテック株式会社
新潟県	新潟県産業用無人ヘリコプター推進協議会	公益社団法人新潟県植物防疫協会
富山県	富山県農業用無人ヘリコプター連絡協議会	富山県農業技術課

都道府県	実施計画・実績の報告先の名称	事務局
石川県	石川県農林水産部農業安全課	
福井県	福井県農林水産航空事業等対策協議会	福井県農林水産部地域農業課
岐阜県	岐阜県病虫害防除所	
愛知県	愛知県農業用無人ヘリコプター安全防除推進連絡会	愛知県経済農業協同組合連合会 生産資材部 肥料農薬課
三重県	三重県無人ヘリコプター安全防除推進会議	三重県農林水産部農産物安全課
滋賀県	滋賀県産業用無人ヘリコプター防除安全推進協議会	一般社団法人滋賀県植物防疫協会
京都府	京都府農薬飛散防止対策協議会	京都府農林水産部食の安心・安全推進課 JA中央会、全農京都
大阪府	大阪府環境農林水産部農政室推進課	
兵庫県	兵庫県農政環境部農林水産局農業改良課	
奈良県	奈良県農林部農業水産振興課	
和歌山県	和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課農業環境・鳥獣害対策室	
鳥取県	鳥取県無人ヘリコプター連絡協議会	鳥取県農林水産部農業振興戦略監生産振興課
島根県	【隠岐】島根県隠岐支庁農林局農政・普及部農業振興課 【県東部】島根県東部農林振興センター農政部農政課 【県西部】島根県西部農林振興センター農政部農政課	
岡山県	(岡山県農林水産部農産課)	
広島県	広島県西部農業技術指導所	
山口県	山口県産業用無人ヘリ防除連絡協議会	萩森興産株式会社
山口県	ヤンマーヘリ&アグリ株式会社中四国事務所	ヤンマーヘリ&アグリ株式会社中四国事務所
山口県	山口県植物防疫農作業安全協会	山口県農林水産部農業振興課
徳島県	無人ヘリコプター協議会	徳島県農林水産部もうかるブランド推進課
香川県	香川県農政水産部農業経営課	香川県農政水産部農業経営課

都道府県	実施計画・実績の報告先の名称	事務局
愛媛県	愛媛県農薬適正使用推進協議会	愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課
高知県	高知県農業振興部環境農業推進課	
福岡県	福岡県農林水産部食の安全・地産地消課生産安全係	
佐賀県	佐賀県農林水産部園芸課環境保全型農業担当 佐賀県無人ヘリ防除協議会	佐賀県農林水産部園芸課環境保全型農業担当 佐賀県農業協同組合肥料農薬課
長崎県	長崎県農林部農業経営課環境班	
熊本県	熊本県無人ヘリコプター導入組織連絡協議会 熊本県農林水産部生産局農業技術課	熊本県経済農業協同組合連合会農業機械課 熊本県農林水産部生産局農業技術課
大分県	大分県農林水産部おおいたブランド推進課安全農業推進班	
宮崎県	宮崎県NOSAI無人ヘリ防除組織連絡協議会	宮崎県農業共済組合連合会(NOSAI連宮崎)
鹿児島県	鹿児島県農業環境協会航空事業部会	鹿児島県農業環境協会航空事業部会(県農政部食の安全推進課内)
沖縄県	沖縄県農林水産部営農支援課	

別表 2 空中散布等の基準

適用作物	作業名	散布方法	飛行速度 (km/hr)	飛行高度 (m)	飛行間隔 (m)	適用機種	散布装置式の方	備考	
水 稲	病害虫防除	液剤少量散布	10 ～ 20	2	3～4	Zion MMC940AC DAX04	ノズル		
					3 ～ 4	5			R-50
						7.5			RMAX AYH-3
									FAZER YF390
							YH300 AYH-3		アトマイザー
	粒剤散布	10 ～ 20	2	4	Zion MMC940AC	インペラ			
					3 ～ 4			5	R-50
								7.5	RMAX YH300 AYH-3
									FAZER YF390
	粒剤スポット散布 (ほ場の端から5m以上の位置からほ場内に散布)	10以下	3～4		R-50 RMAX YH300 AYH-3 FAZER YF390	インペラ	インペラの回転数を落とし散布する。		
	除 草	滴下 (ほ場の端から5m以上の位置からほ場内に滴下)	10 ～ 20	3 ～ 4	5 又は 10	YH300 AYH-3 FAZER YF390	滴下用ノズル	散布装置のアトマイザー及びノズルは使用せず。	
						R-50 RMAX	滴下用チューブ		
粒剤散布 (ほ場の端から5m以上の位置からほ場内に散布)		10 ～ 20	2	4	Zion MMC940AC	インペラ			
					3 ～ 4			5	R-50
								7.5	RMAX AYH-3
									YH300 FAZER YF390
			10	R-50 RMAX YH300 AYH-3	インペラの回転数を落とし散布する。自己拡散剤に限る。				
粒剤スポット散布 (ほ場の端から5m以上の位置からほ場内に散布)		10以下	3～4		R-50 RMAX YH300 AYH-3 FAZER YF390	インペラ	インペラの回転数を落とし散布する。		

適用 作物	作業名	散布方法	飛行 速度 (km/hr)	飛行 高度 (m)	飛行 間隔 (m)	適用 機種	散布装置 の方式	備考		
大豆	病虫害 防除	粒剤散布	10 ～20	2	4	Zion MMC940AC	インペラ			
					3 ～4	5			R-50	
						7.5			RMAX YH300 AYH-3	
									FAZER YF390	
えだまめ	病虫害 防除	液剤少量 散布	10 ～20	2	3～4	Zion MMC940AC DAX04	ノズル			
					3 ～4	5			R-50	
						7.5			RMAX AYH-3	
									FAZER YF390	
YH300 AYH-3	アトマイザー									
	だいこん	病虫害 防除	液剤少量 散布	10 ～20	2	3～4	Zion MMC940AC DAX04	ノズル		
						3 ～4	5			R-50
							7.5			RMAX AYH-3
FAZER YF390										
YH300 AYH-3	アトマイザー									
	液剤散布	10 ～20	2	3～4	Zion MMC940AC DAX04	ノズル				
				3 ～4	5			R-50 RMAX YH300		
					7.5			AYH-3 FAZER YF390		
YH300 AYH-3								アトマイザー		
れんこん	病虫害 防除	粒剤散布	10 ～20	2	4	Zion MMC940AC	インペラ			
					3 ～4	5			R-50	
						7.5			RMAX YH300 AYH-3	
									FAZER YF390	

適 用 作 物	作業名	散布方法	飛 行 速 度 (km/hr)	飛 行 高 度 (m)	飛 行 間 隔 (m)	適 用 機 種	散 布 装 置 式 の 方 式	備 考	
たまねぎ	病虫害防除	液剤少量散布	10 ～ 20	2	3～4	Zion MMC940AC DAX04	ノズル		
					3 ～ 4	5			R-50
				7.5					RMAX AYH-3
									FAZER YF390
		液剤散布	10 ～ 20	2	3～4	Zion MMC940AC DAX04	ノズル		
						3 ～ 4			5
				7.5					AYH-3 FAZER YF390
									YH300 AYH-3
く り	病虫害防除	液剤散布	10 ～ 20	3 ～ 4	5	R-50 RMAX YH300	ノズル		
					7.5				AYH-3 FAZER YF390
かんきつ	病虫害防除	液剤散布	20以下	3 ～ 4	5	R-50 RMAX YH300	ノズル		
					7.5				AYH-3 FAZER YF390
みかん	病虫害防除	液剤散布	20以下	3 ～ 4	5	R-50 RMAX YH300	ノズル		
					7.5				AYH-3 FAZER YF390
さとうきび	病虫害防除	液剤散布	10 ～ 20	2	3～4	Zion MMC940AC DAX04	ノズル		
					3 ～ 4	5			R-50 RMAX YH300
				7.5					AYH-3 FAZER YF390
									YH300 AYH-3

適用 作物	作業名	散布方法	飛行 速度 (km/hr)	飛行 高度 (m)	飛行 間隔 (m)	適用 機種	散布装置 の方式	備考	
キャベツ	病虫害 防除	液剤散布	10 ～20	2	3～4	Zion MMC940AC DAX04	ノズル		
					3 ～4	5			R-50 RMAX YH300
						7.5			AYH-3 FAZER YF390
									YH300 AYH-3
しょうが	病虫害 防除	液剤散布	10 ～20	2	3～4	Zion MMC940AC DAX04	ノズル		
					3 ～4	5			R-50 RMAX YH300
						7.5			AYH-3 FAZER YF390
									YH300 AYH-3
あずき	病虫害 防除	液剤散布	10 ～20	2	3～4	Zion MMC940AC DAX04	ノズル		
					3 ～4	5			R-50 RMAX YH300
						7.5			AYH-3 FAZER YF390
									YH300 AYH-3
アスパラ ガス	病虫害 防除	液剤散布	10 ～20	2	3～4	Zion MMC940AC DAX04	ノズル		
					3 ～4	5			R-50 RMAX YH300
						7.5			AYH-3 FAZER YF390
									YH300 AYH-3
ま つ (生立木)	病虫害 防除	液剤散布	10 ～20	3 ～4	5	R-50 RMAX YH300	ノズル	対象松林の梢 端が見える場 所で散布す る。	
					7.5	AYH-3 FAZER YF390			
									YH300 AYH-3

適用 作物	作業名	散布方法	飛行 速度 (km/hr)	飛行 高度 (m)	飛行 間隔 (m)	適用 機種	散布装置 の方式	備考	
やまのい も	病虫害 防除	液剤散布	10 ～20	2	3～4	Zion MMC940AC DAX04	ノズル		
					3 ～4	5			R-50 RMAX YH300
						7.5			AYH-3 FAZER YF390
									YH300 AYH-3
ばれいし よ	病虫害 防除	液剤散布	10 ～20	2	3～4	Zion MMC940AC DAX04	ノズル		
					3 ～4	5			R-50 RMAX YH300
						7.5			AYH-3 FAZER YF390
									YH300 AYH-3
かんしょ	病虫害 防除	液剤散布	10 ～20	2	3～4	Zion MMC940AC DAX04	ノズル		
					3 ～4	5			R-50 RMAX YH300
						7.5			AYH-3 FAZER YF390
									YH300 AYH-3
てんさい	病虫害 防除	液剤散布	10 ～20	2	3～4	Zion MMC940AC DAX04	ノズル		
					3 ～4	5			R-50 RMAX YH300
						7.5			AYH-3 FAZER YF390
									YH300 AYH-3
日本芝	草丈の 伸長抑 制	液剤少量 散布	10 ～20	2	3～4	Zion MMC940AC DAX04	ノズル		
					3 ～4	5			R-50
						7.5			RMAX AYH-3
									FAZER YF390
		YH300 AYH-3							

適用 作物	作業名	散布方法	飛行 速度 (km/hr)	飛行 高度 (m)	飛行 間隔 (m)	適用 機種	散布装置 の方式	備考		
とうもろ こし	病虫害 防除	液剤散布	10 ～20	2	3～4	Zion MMC940AC DAX04	ノズル			
					3 ～4	5			R-50 RMAX YH300	
						7.5			AYH-3 FAZER YF390	
									YH300 AYH-3	アトマイザー
飼料用と うもろこ し	病虫害 防除	液剤少量 散布	10 ～20	2	3～4	Zion MMC940AC DAX04	ノズル			
					3 ～4	5			R-50	
						7.5			RMAX AYH-3	
									FAZER YF390	
				YH300 AYH-3	アトマイザー					
		液剤散布	10 ～20	2	3～4	Zion MMC940AC DAX04	ノズル			
						3 ～4			5	R-50 RMAX YH300
									7.5	AYH-3 FAZER YF390
						YH300 AYH-3	アトマイザー			
未成熟と うもろこ し	病虫害 防除	液剤散布	10 ～20	2	3～4	Zion MMC940AC DAX04	ノズル			
					3 ～4	5			R-50 RMAX YH300	
						7.5			AYH-3 FAZER YF390	
									YH300 AYH-3	アトマイザー
かぼちゃ	病虫害 防除	液剤散布	10 ～20	2	3～4	Zion MMC940AC DAX04	ノズル			
					3 ～4	5			R-50 YH300	
						7.5			RMAX AYH-3	
										AYH-3 FAZER YF390
							YH300 AYH-3		アトマイザー	

適用作物	作業名	散布方法	飛行速度 (km/hr)	飛行高度 (m)	飛行間隔 (m)	適用機種	散布装置式	備考
にんじん	病害虫防除	液剤散布	10 ～20	2	3～4	Zion MMC940AC DAX04	ノズル	
					3 ～4	5		
				7.5				
							YH300 AYH-3	

注：(1) 飛行高度は、作物上の高さをいう。

(2) 飛行速度は、農薬登録上の使用量が確保できる範囲内で調整することをいう。

(3) 適用機種は、型式名により示している。

(4) 水稻の除草作業のうち滴下及び施肥作業の粒剤散布の飛行間隔は、散布資材の特性を考慮し調整すること。

(5) 適用機種のうち、

① Zionとは、ZionAC940及びZionAC940-Dをいう。

② RMAXとは、RMAX、RMAX Type II及びRMAX Type II Gをいう。

無人航空機による事故に関する情報に係る報告先機関の一覧

都道府県	事故情報の報告先の名称	事務局
北海道	北海道産業用無人ヘリコプター安全推進協議会	北海道産業用無人ヘリコプター安全推進協議会
青森県	青森県農林水産部食の安全・安心推進課	
岩手県	岩手県産業用無人ヘリコプター推進協議会	一般社団法人 岩手県植物防疫協会(事務局長) 岩手県農業共済組合連合会(事務局実務担当)
宮城県	宮城県産業用無人ヘリコプター推進連絡協議会	社団法人 宮城県植物防疫協会
秋田県	秋田県産業用無人ヘリコプター連絡協議会	秋田県農業共済組合連合会 農産課
山形県	山形県産業用無人ヘリコプター安全対策連絡協議会	全国農業協同組合連合会山形県本部 生産資材部農薬課
福島県	福島県病害虫防除所 (福島県農業総合センター)	安全農業推進部 指導・有機認証課
茨城県	一般社団法人 茨城県植物防疫協会	一般社団法人 茨城県植物防疫協会
栃木県	栃木県農政部経営技術課	
群馬県	群馬県農政部技術支援課	
埼玉県	一般社団法人埼玉県植物防疫協会 埼玉県農林部農産物安全課	
千葉県	千葉県無人ヘリコプター協議会	一般社団法人 千葉県植物防疫協会
東京都	東京都産業労働局農林水産部 食料安全課	
神奈川県	神奈川県環境農政局農政部農政課	
山梨県	山梨県農政部農業技術課	
長野県	長野県病害虫防除所	
静岡県	静岡県産業用無人ヘリコプター推進協議会	静岡スカイテック株式会社
新潟県	新潟県農林水産部農産園芸課	

都道府県	事故情報の報告先の名称	事務局
富山県	富山県農業用無人ヘリコプター連絡協議会	富山県農業技術課
石川県	石川県農林水産部農業安全課	
福井県	福井県農林水産航空事業等対策協議会	福井県農林水産部地域農業課
岐阜県	岐阜県病害虫防除所	
愛知県	愛知県農林水産部農業経営課	
三重県	三重県無人ヘリコプター安全防除推進会議	三重県農林水産部農産物安全課
滋賀県	滋賀県産業用無人ヘリコプター防除安全推進協議会	一般社団法人滋賀県植物防疫協会
京都府	京都府農薬飛散防止対策協議会	京都府農林水産部食の安心・安全推進課 JA中央会、全農京都
大阪府	大阪府環境農林水産部農政室推進課	
兵庫県	兵庫県農政環境部農林水産局農業改良課	
奈良県	奈良県農林部農業水産振興課	
和歌山県	和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課農業環境・鳥獣害対策室	
鳥取県	鳥取県農林水産部農業振興戦略監生産振興課	鳥取県農林水産部農業振興戦略監生産振興課
島根県	【隠岐】島根県隠岐支庁農林局農政・普及部農業振興課 【県東部】島根県東部農林振興センター農政部農政課 【県西部】島根県西部農林振興センター農政部農政課	
岡山県	(岡山県植物防疫協会(安全対策の指導のみ))	連絡先:岡山県農産課(安全農業推進班)
広島県	広島県西部農業技術指導所	
山口県	山口県植物防疫農作業安全協会	山口県農林水産部農業振興課
徳島県	徳島県農林水産部もうかるブランド推進課	
香川県	香川県農政水産部農業経営課	香川県農政水産部農業経営課
愛媛県	愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課	愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課

都道府県	事故情報の報告先の名称	事務局
高知県	高知県農業振興部環境農業推進課	
福岡県	福岡県農林水産部食の安全・地産地消課生産安全係	
佐賀県	佐賀県農林水産部園芸課環境保全型農業担当 佐賀県無人ヘリ防除協議会	佐賀県農林水産部園芸課環境保全型農業担当 佐賀県農業協同組合肥料農薬課
長崎県	長崎県農林部農業経営課環境班	
熊本県	熊本県無人ヘリコプター導入組織連絡協議会 熊本県農林水産部生産局農業技術課	熊本県経済農業協同組合連合会農業機械課 熊本県農林水産部生産局農業技術課
大分県	大分県農林水産部おおいたブランド推進課安全農業推進班	
宮崎県	宮崎県NOSAI無人ヘリ防除組織連絡協議会	宮崎県農業共済組合連合会(NOSAI連宮崎)
鹿児島県	鹿児島県農業環境協会航空事業部会	鹿児島県農業環境協会航空事業部会(県農政部食の安全推進課内)
沖縄県	沖縄県農林水産部営農支援課	

国土交通省航空局安全部運航安全課及び地方空港事務所の連絡先及び管轄区域

官 署	管轄区域
国土交通省	日本国の全地域
東京航空局	—
丘珠空港事務所	北海道のうち札幌市、江別市、石狩市、北広島市及び石狩振興局管内
新千歳空港事務所 (24時間対応)	北海道のうち小樽市、旭川市、室蘭市、夕張市、岩見沢市、留萌市、苫小牧市、美唄市、芦別市、赤平市、士別市、名寄市、三笠市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市、後志総合振興局管内、空知総合振興局管内、上川総合振興局管内、留萌振興局管内、胆振総合振興局管内及び日高振興局管内
稚内空港事務所	北海道のうち稚内市及び宗谷総合振興局管内
函館空港事務所	北海道のうち函館市、渡島総合振興局管内及び檜山振興局管内
釧路空港事務所	北海道のうち釧路市、帯広市、北見市、網走市、紋別市、根室市、オホーツク総合振興局管内、十勝総合振興局管内、釧路総合振興局管内及び根室振興局管内
三沢空港事務所	青森県
仙台空港事務所 (24時間対応)	岩手県、宮城県、秋田県、福島県
百里空港事務所	茨城県
成田空港事務所 (24時間対応)	千葉県

官 署	管轄区域
	東京空港事務所 (24時間対応)
	新潟空港事務所
大阪航空局	—
小松空港事務所	富山県、石川県、福井県
中部空港事務所 (24時間対応)	岐阜県、愛知県、三重県
大阪空港事務所 (24時間対応)	滋賀県、京都府、大阪府(八尾空港事務所及び関西空港事務所の管轄に属する区域を除く。)、兵庫県、岡山県
八尾空港事務所	大阪府のうち八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、大阪狭山市及び南河内郡(航空交通管制に関する事務に係る管轄区域にあつては大阪市及び堺市のうち北緯三四度三五分四八秒東経一三五度三六分二秒の地点を中心とする半径九キロメートルの円内の部分を含む。) 奈良県
関西空港事務所 (24時間対応)	大阪府のうち堺市(航空交通管制に関する事務に係る管轄区域にあつては八尾空港事務所の管轄に属する区域を除く。)、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、泉北郡及び泉南郡 和歌山県
美保空港事務所	鳥取県 島根県
広島空港事務所	広島県
岩国空港事務所	山口県(北九州空港事務所の管轄に属する区域を除く。)
徳島空港事務所	徳島県

官 署	管轄区域
	高松空港事務所 香川県
	松山空港事務所 愛媛県
	高知空港事務所 高知県
	福岡空港事務所 (24時間対応) 福岡県(北九州空港事務所の管轄に属する区域を除く。)、佐賀県、 長崎県のうち対馬市及び壱岐市
	北九州空港事務所 山口県のうち下関市、宇部市、長門市、美弥市及び山陽小野田市、 福岡県のうち北九州市、行橋市、豊前市、京都郡及び築上郡
	長崎空港事務所 長崎県(福岡空港事務所の管轄に属する区域を除く。)
	熊本空港事務所 熊本県
	大分空港事務所 大分県
	宮崎空港事務所 宮崎県
	鹿児島空港事務所 (24時間対応) 鹿児島県
	那覇空港事務所 (24時間対応) 沖縄県